

社会福祉法人熊野市社会福祉協議会
くまの「ボランティアありがとう」賞 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、地域住民を元気づけてくれた人や、地道な活動を通じて地域貢献している個人やグループ等を表彰し、住民同士が褒めたたえ合い、お互いを認め合うことで幸福度を高めるとともに、福祉の向上を促進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰するものは、2人以上からの推薦を必要とし、市民又は市にゆかりのある者、かつ、自治の精神で福祉のまちづくり、地域づくりに取り組み、次の各号のいずれかに定める者を対象とする。

- (1) 人知れず善行を長く続けている者、または人々の模範となるような善行を行なった者
- (2) 住民に明るい夢と希望を与えた者
- (3) 様々な分野における社会活動に貢献している者
- (4) その他顕彰に値すると認められた者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、社会福祉法人熊野市社会福祉協議会々長（以下、「会長」という）が、3月に実施する表彰式で、会長名の表彰状及び記念品等を贈呈して行なう。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、この規程に定める表彰の対象に該当するものを候補者として、顕彰推薦書（様式第1号）によって、会長に推薦する。

- 2 推薦者となる資格要件は、市内在住、在勤、在学等の者とする。
- 3 推薦書は、社会福祉法人熊野市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）地域福祉課で随時受付する。

(審査)

第5条 表彰を決定するにあたっては、審査委員会を設け、提出された推薦書に基づき審査を行なう。

- 2 審査委員会は、2月に開催し、前年12月末までに提出された推薦書に対して審査を行なう。
- 3 審査委員会は、委員長1名、委員若干名をもって組織し、会長が委員長となり、委員は市社協副会長および事務局長を充てる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。